

教職員の不祥事防止等について

1 過去5年間の教職員の懲戒処分状況

※（ ）＝監督者処分で内数 (人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
懲戒免職	4	4	4	4	5
停 職	8	4	1	139	5
減 給	4	9	2	0	0
戒 告	7	4	6 (1)	4	6
合 計	23	21	13 (1)	147	16

※本人処分のみ。監督者処分除く

わいせつ・セクハラ	5 [免職]3 [停職]2	3 [免職]2 [減給]1	4 [免職]3 [停職]1	6 [免職]4 [停職]1 [戒告]1	4 [免職]2 [停職]2
-----------	------------------	------------------	------------------	---------------------------	------------------

注1)平成16年度には、上記のほかに高校非常勤講師懲戒解雇1名あり。

注2)平成19年度の停職には学歴詐称による学校用務員及び学校給食調理員への処分を含む(137名)。

注3)被処分者による人事委員会に対する不服申し立てにより、処分内容が変更された事案については、変更後の内容で計上。

2 今年度の教職員の懲戒処分状況【平成21年9月16日現在／直近処分：平成21年9月10日】

(人)

	計	体罰	交通事故等	わいせつ・セクハラ	その他
懲戒免職	5			3	2
停 職	2		1		1
減 給	0				
戒 告	5			1	4
合 計	12	0	1	4	7

注)上記のほかに中学校教諭採用無効1名あり。

(次頁有り)

3 不祥事防止の主な取組

(1) これまでの取り組み

ア 「横浜市教職員不祥事防止研修推進要綱」の策定（平成15年8月）

各学校長は、不祥事防止に関する校内研修を実施し、全教職員に対して不祥事防止に向けて指導の徹底を図ることとし、学校長に、毎年度末、教育委員会への報告を義務づけ。

イ 「教育公務員に適用する懲戒処分の標準例・処分量定一覧」の策定・周知（平成16年7月）

懲戒処分の事由と適用する処分の量定を定めたもので、市長部局の標準例に加え、体罰やわいせつ行為等の教育公務員に対し特に厳正な処分を行う必要がある事由について策定。

ウ 教職員の「自己チェックシート」の作成・配布（平成18年1月作成・平成20年11月一部改訂）

全教職員の意識啓発や校内の問題点の把握を図るため、校内研修等で自己点検を行うための自己チェックシートを作成し、配付。

エ 不祥事防止研修実施の通知と、研修に対する指導、助言の強化（平成21年4月）

平成20年度末の懲戒処分及び教員の逮捕を受け、各学校での不祥事防止研修の実施を通知。また、研修をより効果的なものとするため、研修報告書が提出された際や学校訪問の際に、指導及び助言を実施。

オ 新採用教職員に対し、不祥事について注意喚起の訓示（平成21年6月、7月）

初任者研修の際に、教職員人事・企画部長から「不祥事の根絶に向けて」を趣旨とする訓示。

カ 学校管理職を対象に、不祥事防止メールの定期配信を開始（平成21年7月）

不祥事防止の意識啓発や、積極的な校内での不祥事防止研修への取り組みを促すために、学校管理職を対象に、不祥事防止に関する情報提供の電子メールの送信を開始。

キ 不祥事防止研修の実施の指示（平成21年8月）

今年度の教職員の処分状況を受け、8月中の不祥事防止研修実施と報告書提出を全学校に指示。

ク 教職員の選挙運動の禁止等に関する通知（平成21年8月）

衆議院議員総選挙、横浜市議会議員補欠選挙及び横浜市長選挙の執行に伴い、地位利用による選挙運動の禁止や政治的行為の制限を周知。

(2) 今後の取り組み

ア 緊急全体校長会議の開催

不祥事防止の徹底を図るため、全体校長会議を緊急開催。
9月18日(金)17時30分～ 会場：横浜商業高等学校

イ 指導主事等の全学校派遣

学校の問題点を早期に把握し不祥事を防止するために、年内に全学校に指導主事等を派遣。

4 参考資料

(1) 自己チェックシート

自己チェックシート

学校名

補職名

氏名

点検実施日（平成 年 月 日）

点検の視点		チェックポイント チェック欄・・・「3」：常に守っている 「2」：ときどき守れていない 「1」：守れていない	自己 チェック欄
児童又は生徒指導関係	体罰 暴言等 防止	・児童理解又は生徒指導の際、複数の教員で指導にあたるよう努めているか。	3 2 1
		・児童又は生徒の心を傷つける言動をしていないか。	3 2 1
		・児童又は生徒指導の際、感情に流された指導をしていないか。	3 2 1
		・場合によっては「体罰もやむを得ない」という意識はないか。	3 2 1
	サービス違反防止	・校外学習、部活動指導中などに、児童又は生徒の前でなくとも、飲酒等を行うことが不適切な行為であることを十分に認識しているか。	3 2 1
	わいせつ セハラ等 防止	・教師と児童又は生徒の立場を、常に意識して行動しているか。	3 2 1
		・常に相手の立場に立った言動を心がけ、相手が不快に感じる言動をしていないか。	3 2 1
		・児童又は生徒と不必要な電子メールのやりとりをしていないか。	3 2 1
		・児童生徒が安心して相談や報告ができるような体制ができていないか。	3 2 1
		・児童又は生徒からの深刻な相談については、1人で抱え込むことなく、必ず、担任、学年主任又は管理職に、適切なタイミングで報告しているか。	3 2 1
・他の教員と児童又は生徒との関係が、教員の立場を超えて、必要以上に親しいと感じたときは、直接本人に注意する、管理職に相談する、といった対応をしているか。		3 2 1	
交通事故 交通違反等 防止関係	・自分が交通事故の加害者になる可能性があることを常に意識して、運転しているか。	3 2 1	
	・飲酒運転は、絶対にしてはならないことであり、懲戒免職の対象となることを理解しているか。	3 2 1	
	・前日に飲酒した場合であっても、飲酒運転になるおそれがあることを理解しているか。	3 2 1	
	・コップ一杯ならいいだろう、検問にかからなければいいだろうなどといった誤った考えをもっていないか。	3 2 1	
	・「飲酒はしないから」「車は置いて帰るから」などの理由で、車を運転して宴会場へ行くなど、飲酒運転を誘発するような状況を自らつくっていないか。	3 2 1	
	・宴会の席に、車で来ている人がいるか注意を払い、車で来ている人には、絶対に酒を飲ませないようにしているか。	3 2 1	
	・飲酒運転を容認した場合も責任を問われるということを認識しているか。	3 2 1	
	・バイクはもちろん、自転車を運転する際も交通法規を遵守しているか。	3 2 1	
個人情報の 管理等 関係	・通知票（あゆみ）、成績一覧表、住所録等の個人情報に係る全ての情報の保護・管理について、校内における研修を実施し、全教職員の共通理解がなされているか。	3 2 1	
	・個人情報が記載されている文書等を机上に長時間放置したり、放置したまま帰宅していないか。	3 2 1	
	・職務上知り得た秘密について、家族などの第三者に話していないか。	3 2 1	
	・児童又は生徒の個人情報（電子情報）を自宅のパソコン等に残存させていないか、また、記録媒体等を持ち運ぶ際には、ファイルにパスワードを設定しているか。	3 2 1	
	・校務等でパソコンを使用する場合には、児童又は生徒用のネットワークに接続して処理を行っていないか。	3 2 1	
給料・諸手当 等関係	・人事異動や家族状況・住居・通勤経路等に変更があった場合、また、口座を変更した場合等の際は、速やかに変更手続等をするなど適正に行っているか。	3 2 1	
	・出張経路に通勤経路が重複している場合は、通勤経路分が差し引かれて旅費が支給されていることを承知しているか。	3 2 1	

自己チェックシート

点検の視点	<p style="text-align: center;">チェックポイント</p> <p style="text-align: center;">チェック欄・・・「3」：常に守っている 「2」：ときどき守れていない 「1」：守れていない</p> 	自己 チェック欄
準公金等 現金取扱関係	<ul style="list-style-type: none"> 現金を取り扱う場合は、紛失等为了避免するため、机の引き出しやロッカーに保管せず、速やかに処理しているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 学級費や部活動費等は、「準公金事務取扱マニュアル」に沿って予算、執行、決算を適正に処理しているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 部活動費については、執行計画書、支出伝票及び決算報告書作成の際に校長の決裁や検査を受けているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 金庫安全3原則（「現金はその日のうちに銀行へ！」「退校時、ダイヤルくるくる忘れずに！」「鍵はいつも身につけて！」）を徹底しているか。 	3 2 1
文書等の 適正管理関係	<ul style="list-style-type: none"> 試験問題、答案用紙、成績記録簿等の重要な書類は、施錠可能な場所などで適正に管理しているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 学校外（地域、保護者、教育委員会 等）への広報文、通知文等について、複数の人間が組織的に点検しているか。 	3 2 1
兼業・兼職 関係	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の内外にかかわらず、兼業、兼職により、給与以外に収入を得ることは原則禁止であり、教育の職等に就く場合であっても、事前に教育委員会の承認（許可）手続きをとっているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 「無報酬であれば教育委員会への承認申請は不要である」等の、自分勝手な解釈をしていないか。 兼業、兼職を行う場合は、引き受ける前に必ず、管理職に相談しているか。 	3 2 1
市民 保護者 対応関係	<ul style="list-style-type: none"> 保護者を含め、一般市民からの苦情（以下「苦情」という。）に対しては、感情的にならず、終始冷静に対応するよう努めているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 苦情に対して、憶測を避け、経緯を全て聞き、苦情の内容、原因を正確に把握するとともに、その記録を残しているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 常に市民の立場に立って考え、可能な限りわかりやすい言葉で、丁寧に説明し、信頼を得るよう努めているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 要望や苦情は、公正に判断し、できないものは、その理由を明確にして、あいまいな表現は避けているか。 	3 2 1
事件・事故 報告関係	<ul style="list-style-type: none"> 事件・事故が発生した際、速やかに管理職へ報告しないことが、結果として、本人ばかりでなく、組織としての問題に発展する可能性があることを、十分に理解しているか。 	3 2 1
行動規範等 関係	<ul style="list-style-type: none"> 自分が横浜市を代表する教育公務員であり、勤務時間内外を問わず、社会的に高度な行動規範を求められていることを、常に意識して行動しているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 公私を混同せず、保護者等と節度を持った関係を築けているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 常に公私の別を明らかにして、市民の疑惑や不信を招くような行為をしていないか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 学校のパソコンを使用して、インターネットの不正なアクセス等を行っていないか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 政治的中立性を堅持し、地位を利用した選挙運動等を行っていないか。 	3 2 1
わいせつ セクハラ 防止関係	<ul style="list-style-type: none"> 盗撮、のぞき、強制わいせつ等のいわゆる「わいせつ等行為」を一度でも行った者は、本市では二度と教壇に立つことができないということを肝に銘じ、勤務時間の内外を問わず常に、自らの行動を律しているか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 相手が不快と思うような話題や、性的な話題等で揶揄することはないか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> 飲食やデートに執拗に誘ったり、デュエットの強要をすることはないか。 	3 2 1
	<ul style="list-style-type: none"> みだりに体に触れたりすることはないか。 	3 2 1
<p>上記の他、各学校で、別途チェックが必要と思われる項目を適宜追加</p>	<p>※記載しきれない場合は、別紙に記載してチェックを行ってください。</p>	